

事業事前評価表

国際協力機構地球環境部
森林・自然環境グループ第二チーム

1. 案件名（国名）

国名：エクアドル共和国（エクアドル）

案件名：（和名）沿岸地域における生態系保全能力強化プロジェクト

（英名）The Project for Strengthening of Capabilities of Ecosystem Conservation in the Coastal Areas

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における自然環境保全セクターの開発の現状・課題

エクアドルは世界で最も生物多様性の高い国の一つであり、地球上の 70% の動植物が存在する 17 か国のメガダイバース国¹に含まれている。エクアドルの沿岸海域は、フンボルトとエルニーニョの海流の合流により、大量のプランクトンが発生することが特徴となっており、そのため、ガラパゴス諸島とエクアドル沿岸地域はこの海域に生息するカメ、サメ、クジラ等の貴重な海洋生物の回遊ルートとなっている。

世界的な生物多様性の減少、海洋生物の絶滅危機が懸念される中（全世界でサメ・エイの個体数は 1970 年代比 71% 減少したといわれている）、2020 年には、香港税関がエクアドルから 26 トンという記録的な違法フカヒレ輸送を摘発する等、ガラパゴス諸島及びエクアドル沿岸地域における自然資源の持続的利用と、そのための管理体制の強化が深刻な課題となっている。沿岸域では、エビ養殖池の乱開発によるマングローブ林の喪失や汚水の不適切な管理などの課題に直面しており、貴重な海洋・沿岸エコシステム及び生物多様性の保全にとって脅威となっている。

このような課題に対し、エクアドル政府は、生物多様性の保全、気候変動への対応、地域社会の権利の保護などに国際協調しながら取り組んでいる。また、国内法整備や公共政策の制定、保護区の設置を含むさまざまな管理戦略や手段を策定・実施してきた。これまでに、76 の自然保護区が設立され、エクアドルの国土面積の 20.60%・海域の 19.15% を占めている。

環境・水・生態系移行省は、保護区間の協力と経験の情報共有を強化するため、2017 年に「エクアドル海洋・沿岸保護地域ネットワーク」（以下、「AMCP ネットワーク」）を設立し、現在 20 カ所の保護区が加盟している（加盟保護区の総面積は 833,627ha で、うち陸域は 197,807ha、海域は 635,820ha。エクアドル

¹ Conservation International が 17 か国を mega-diverse countries として指定したもの。中南米地域ではブラジル、コロンビア、メキシコ、ペルー、ベネズエラなどが含まれる。

沿岸域（12 海里）の約 22-25%にあたる）。各保護区の人材育成・管理能力の向上のためには、同ネットワークの活動を通して各保護区の経験・知見共有や能力開発を行い、定期的交流を通じて同ネットワークを強化する必要がある。

これらの課題に対処するため、環境・水・生態系移行省はこれらの生態系の保全と自然資源の持続可能な利用を促進する海洋・沿岸保護地域の管理強化及びネットワーク化に重点的に取り組んでいる。その一環として、2023 年度要望調査において、4 つの保護地域をパイロット保護地域として、自然と人々の暮らしの共生を目指す我が国提唱の「SATOYAMA イニシアティブ²」のコンセプトを取り入れた持続可能な自然資源管理、および沿岸・海洋生態系保全管理能力強化を目的とする技術協力プロジェクトがエクアドル政府より要請された。

（２）エクアドルに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国は、「持続的発展への貢献を開発協力の中核とし、経済競争力の強化、農村地域を含む地域開発、環境・防災等の課題に対処することにより、均衡のとれた自立的で持続可能な発展の促進に貢献する」という、対エクアドル国別開発協力方針（2020 年 4 月）における基本方針（大目標）のもとに「環境保全・防災」を重点分野（中目標）としており、本事業は国別政策に合致している。さらに本事業では、2010 年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（CBD-COP10）で承認された「SATOYAMA イニシアティブ」を取り入れた自然共生社会を目指す活動が想定されており、国内外に取り組みを広く広報し得る案件でもある。

また、本事業は JICA の課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）においても、「自然環境保全」（クラスター事業戦略「自然環境保全」）の取り組みとして位置づけられている。持続可能な開発目標（SDGs）に関して、本事業は沿岸・海洋地域の持続的な自然資源管理に貢献するものであり、ゴール 14「持続可能な開発のための、海洋と海洋資源の保全と持続可能な使用」、ならびにゴール 15「生態系の保護、回復、持続可能な使用の促進、森林管理、砂漠化への対処、土地劣化の停止と回復、生物多様性の損失の阻止」。さらにマングローブ等の海洋・沿岸生態系管理強化を図ることで、気候変動の影響やリスクへの強靭性を高めることが期待されるため、気候変動への緩和・適応策にも資する可能性が高いためゴール 13「気候変動とその影響への緊急の対処」への達成に資するものである。

（３）他の援助機関の対応

² 「SATOYAMA イニシアティブ」とは、生物多様性の保全と人間の福利向上のために、人間と自然とが持続可能な関係を保持した「自然共生社会の実現」を目指す取り組み。日本国環境省と国連大学サステナビリティ高等研究所（UNU-IAS）が共同で提唱。

2018 年-2022 年にかけて国際 NGO であるコンサベーション・インターナショナル・エクアドル(CI-Ecuador)が「AMCP の戦略計画実践」を実施(地球環境ファシリティ資金)。また、2023 年からはドイツ金融復興基金(KfW)が、「国家保護区システム強化(フェーズ 2)」として、パコチェ沿岸・海洋野生生物保護区及びムイスネ川エスチュアリマングローブ野生生物保護区を含む 5 つの保護区を対象とした管理計画策定支援や遊歩道整備にかかる財政支援を行っている。

加えてドイツ国際協力公社(GIZ)により、エクアドルを含む中米および南米計 6 か国(他コスタリカ、コロンビア、ペルー、チリ、パナマ)の海洋および淡水生態系の保全を目指した案件(Save the Blue Five – Regional approach to protect migratory marine megafauna in the South-East Pacific Region (SEPR))が 2023 年から 2028 年まで実施されている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、マナビ県とエスメラルダス県南部の太平洋沿岸地域において、生態系及び指標種のモニタリング技術計画策定やパイロットコミュニティの持続性の強化等を行うことにより、対象保護地域及び AMCP ネットワークに加盟する各保護地域の管理能力向上を図り、もって AMCP ネットワークの強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

マナビ県及びエスメラルダス県南部沿岸部の自然保護地域(海洋・沿岸生態系とマングローブ生態系を代表する重要地域として、4 つの AMCP、①プエルト・カブヤル-プンタ・サンクレメンテ海洋保護区(以下、プエルト・カブヤル)、②コラソン島及びフラガタス野生生物保護区(以下、コラソン島)、③パコチェ沿岸・海洋野生生物保護区(以下、パコチェ)、④ムイスネ川エスチュアリマングローブ野生生物保護区(以下、ムイスネ川)を対象地域とする。

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

直接受益者：環境・水・生態系移行省職員

最終受益者：太平洋沿岸地域の地域住民

(4) 総事業費(日本側)

3.5 億円

(5) 事業実施期間

2025 年 7 月～2029 年 6 月を予定(計 48 カ月)

(6) 事業実施体制

主要実施機関：エクアドル国環境・水・生態系移行省(Ministry of Environment, Water and Ecological Transition: MAATE) 自然遺産総局 保護地域及びそ

の他の保全形態局

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 短期専門家派遣（合計約 50 か月）：
 - ・ 総括／保護区管理（1 名）
 - ・ 海洋／地上生物モニタリング（各 2 名）
 - ・ 生計向上（2 名）
- ② 本邦研修
- ③ 第三国研修：コスタリカ等（本事業開始後に決定する）
- ④ 機材供与： モニタリング機材、分析機器、オフィス機器

2) エクアドル国側

- ① カウンターパートの配置
- ② オフィススペース
- ③ 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

技術協力「ガラパゴス諸島海洋環境保全計画プロジェクト」（実施期間：2004 年度-2008 年度）において、漁業コミュニティに対する自然資源などの情報発信、海洋調査や水質モニタリング、持続的資源管理に関する技術の移転、ガラパゴス海洋保護区の参加型管理システムが強化され、海洋保護区の保全と持続的管理の推進に寄与した。同プロジェクトを通して得た知見・教訓と環境省との信頼関係を礎として本案件を実施することが期待される。

また、本邦研修「持続可能な自然資源管理による生物多様性保全と地域振興－SATOYAMA イニシアティブの推進」にマナビ県の沿岸環境保全と環境啓発活動に取り組む NGO の職員が 2 年連続で参加した。SATOYAMA イニシアティブについての知見を得た本 NGO の活動は、本案件と連携して現場での効果的な展開に寄与することが期待される。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると想定される。

2) 横断的事項

本事業は、マングローブ等の海洋・沿岸生態系管理強化を図ることで、気候変動の影響やリスクへの強靭性を高めることが期待されるため、気候変動への緩和・適応策にも資する可能性が高く、同国のパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」における目標と整合するものである。

3) ジェンダー分類：【対象外】■（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

＜活動内容／分類理由＞

ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、ベースライン調査ではジェンダー視点に立って調査を行い、具体的な取り組みを検討する予定。

（10）その他特記事項

2022 年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030 年までに陸と海の 30% 以上を健全な生態系として効果的に保全するという目標（30by30）が盛り込まれた。30by30 目標は、保護地域の拡張と管理の質の向上だけではなく、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（Other Effective area-based Conservation Measures: OECMs）の設定・管理を通して、すなわち国の取り組みだけではなく民間の取り組みも強化することによって達成していくことが期待されている。本案件では、保護区を中心としてその内外で暮らす住民と共に地域の安定化を目指す取り組みを強化することに加え、その取り組みがネットワークを通じて波及することで、OECM 設定に向けた機運を高められることも期待される。

4. 事業の枠組み

（1）上位目標：生態系保全と保護地域管理に関する経験的知識の普及を通じて、海洋・沿岸保護地域（AMCP）ネットワークが強化される。

【指標及び目標値】

- ① XX³以上の保護地域が AMCP ネットワークを通じて生態系保全と保護地域管理に関する経験的知識を得る。

（2）プロジェクト目標：対象保護地域及び AMCP ネットワークに加盟する各保護地域の管理能力が向上される。

【指標及び目標値】

- ① 生態系保全と保護地域管理に関して共有された経験的知識が、保護地域管理及び生物多様性保全に関連する公式文書に取り入れられる。

（3）成果

成果 1：科学面：対象保護地域における生態系及び指標種のパイロットモニタリ

³ 事業開始後の第 1 回 JCC（合同調整委員会）で決定予定

ング技術計画が策定・実施される。

成果 2 : 社会面 : 対象保護地域内とその周辺において、パイロットコミュニティの持続性とレジリエンスが強化される。

成果 3 : 保護地域ネットワーク・ガバナンス : ネットワークとしての機能を強化するため、沿岸保護地域の活動を効果的に統合する組織的調整スキームが改善される。

(4) 主な活動 :

活動 1-1 : エクアドルの海洋・沿岸生物多様性を代表し、かつ対象保護地域がモニタリングのための適切な場を提供できるような指標種を、数種特定する。

活動 1-2 : 対象保護地域における指標種のモニタリングに関する技術計画を、関係機関との協力により策定する。

活動 1-3 : 沿岸生態系及びマングローブ生態系でのモニタリング活動に焦点を当てた実地研修を実施する。

活動 1-4 : 対象の 4 つの保護地域で収集した指標種に関するモニタリングデータを、MAATE 関連部署にアップロードする。

活動 1-5 : 関係機関と協力しながら、データ管理・分析を MAATE 関連部署で一元化して実施する。

活動 1-6 : モニタリング結果や協働経験を AMCP ネットワークの他の保護地域に、ワークショップやセミナーなどを通して共有する。

活動 2-1 : 保護地域内外の選定されたコミュニティにおいて、ベースライン調査を実施する。

活動 2-2 : プエルト・カブヤル及びコラソン島で、生計向上活動の拠点となるパイロットコミュニティを特定し、パコチェ及びムイスネ川にも共通する関心事項に取り組む。

活動 2-3 : 海洋資源の利用に関する規制計画を含む生計向上計画を関係機関との協議を通じ、策定する。

活動 2-4 : 各パイロットコミュニティにおいて生計向上計画を実施し、変化・インパクト、実施における課題を記録する。

活動 2-5 : 対象保護地域における生計向上活動やその過程、結果、課題から得られる教訓を抽出する。

活動 2-6 : 関連する保護地域／コミュニティと生計向上活動に関する情報を共有するためのワークショップなどを開催する。

活動 2-7 : SATOYAMA イニシアティブの下で持続性を追求しながら、コミュニティにおける生計向上活動の過程、変化、インパクト及び協働経験を、近隣保護地域／コミュニティと共有する。

活動 2－8：コミュニティにおける変化を確認するためのエンドライン調査を実施する。

活動 3－1：現在の AMCP ネットワークの管理手続きを確認し、各機関が果たすべき役割を特定する。

活動 3－2：AMCP ネットワークの組織体制、調整能力を改善する。

活動 3－3：対象の 4 つの保護地域周辺の関係者に、OECM 設立を普及啓発し、登録を促す。

5. 前提条件・外部条件

（１）前提条件：

- ・特になし

（２）外部条件：

【プロジェクト目標から上位目標への外部条件】

- ・エクアドルの保護地域管理や生物多様性に関する政策に大きな変更が生じない。

【成果からプロジェクト目標への外部条件】

- ・重大な治安上の問題がプロジェクト実施に影響しない。
- ・実施・関係機関においてプロジェクト実施に影響するような大幅な組織体制の変更、人員削減や異動、大幅な予算削減が行われないこと。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

過去に実施した「ガラパゴス諸島海洋環境保全計画プロジェクト」では、各種活動の目的は概ね達成されたものの、プロジェクト開始前に重点とすべき課題や主要関係者の絞り込みを十分に行い、明確な関連性を持ったプロジェクト目標および成果を設定するとともに、従前の業務範囲を超えた活動に対する実施機関のコミットメントを得ておくことが教訓として指摘されている（評価年度 2004 年）。本事業においても、プロジェクト目標と成果の関連性を意識しつつ活動内容を絞り、実施機関ならびに関係機関のマנדートや権限を見極めた上で PDM に沿った活動を行うことに留意する。

7. 評価結果

本事業は、エクアドルの開発政策、開発ニーズとの整合性が非常に高く、日本の開発協力政策とも合致している。海洋・沿岸生態系管理の推進・強化を通じて、同国の生態系保全の能力強化に資するとともに、沿岸域の持続的な自然資源管理による海洋・沿岸生態系保全にも関与するものであり、SDGs ゴール 14「持続可能な開発のための、海洋と海洋資源の保全と持続可能な使用」及びゴール 15「生態系の保護、回復、持続可能な使用の促進、森林管理、砂漠化への対処、土地

劣化の停止と回復、生物多様性の損失の阻止」、またマングローブ等の海洋・沿岸生態系管理強化を図ることで、気候変動の影響やリスクへの強靱性を高めることが期待されるため、気候変動への緩和・適応策にも資する可能性が高いためゴール 13「気候変動とその影響への緊急の対処」への達成にも貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内 ベースライン調査

事業完了 3 年後 事後評価

以 上